

桂別業関係年譜

嗣 永 芳 照

凡 例

一、本年譜は、創建から離宮となるまでの桂別業に関する事項を文献史料に基づいて網羅したものである。なお、直接桂別業に係らない周辺関連事項は二字下げにして区別した。

一、出典史料名は、主なもののみ掲出した。最も掲出頻度の高い『桂宮日記』は〔日〕と省略した。

一、本年譜は、桂宮家歴世当主別に構成したが、一般的に歴世代数に入れない作宮および公仁親王薨去後「家主」となった妃寿子を当主として扱った。

一、御殿名・御茶屋名をカッコで括り、利用の便を図った。

初代智仁親王

〔二五七九〕
天正7・正・8 △陽光院第六王子として誕生〔桂宮系譜〕

〔二五九〇〕
天正18・9・15 △八条宮創立〔晴豊公記〕
〔二六一六〕
元和2・6・27 △公家衆・連歌衆等と川勝寺瓜見・桂川逍遙す〔智仁親王御年曆〕

6・29 △後陽成院女御近衛前子川勝寺・桂へ御成り〔智仁親王御年曆〕 11・21 △

丹後宮津藩主京極高知女と婚儀〔桂宮系譜〕

〔二六一七〕
元和3・9・11 △是より先知行所改替あり、是日山城国葛野郡川勝寺

村・下桂村・徳大寺村・夙村・御陵村・乙訓郡開田村の三千六石六斗

余安堵の判物受領す〔秀忠公判物〕

〔二六一八〕
元和4 △是頃近衛信尋等を「下桂瓜畑のころき茶屋」へ招く〔桂光院殿御書類〕

〔二六一九〕
元和5・5・30 △宮邸数寄屋開き〔智仁親王御年曆〕

〔二六二〇〕
元和6・6・18 △下桂の茶屋の普請、度々客あり〔智仁親王御年曆〕

〔二六二四〕
寛永元・6・18 △相国寺僧听叔頭暉を桂別業に招く。是日までに庭園・

御茶屋等竣功す〔歴苑日記〕

〔二六二五〕
寛永2・9 △南禅寺僧以心崇伝、桂別業を訪れ『桂亭記』を撰す〔桂亭記〕

〔二六二八〕
寛永5・3・28 △是日より一箇月桂別業に滞在す〔時慶卿記〕

〔二六二九〕
寛永6・4・7 △薨去、五十一歳。追号桂光院〔桂宮系譜〕

二代智忠親王

〔六六九〕元和5・11・1△初代智仁親王第一王子として誕生〔桂宮〕

〔六六九〕寛永6・4・7△八条宮家相統〔桂宮〕

〔六六九〕寛永8・8・24△相国寺昕叔頭暉、桂別業の荒廃を嘆く〔鹿苑〕

〔六六七〕寛永14・10・6△曼殊院宮良恕親王を招き、教寄屋に茶事を催す

〔隔葉〕

〔六四七〕寛永18・5・8△鷹ヶ峯に遊ぶ〔智忠親王〕△是年知行所へ入部し、初めて桂

別業に赴く〔梅宮〕

〔六四三〕寛永19・9・27△前加賀藩主前田利常女富子と婚儀〔桂宮〕

〔六四五〕正保2・2・7△桂別業に赴く、弟三宮（広幡忠幸）を伴う〔鹿苑〕

〔六四〇〕正保3・10△是月有馬湯治の帰途、堺に千利休の囲・教寄屋を見る

〔愚記〕△是年御殿の庭に築山・泉水等を造る〔今枝良〕

〔六四七〕正保4△是年妹梅宮（西本願寺門跡良如光円室）度々桂別業に遊ぶ〔梅宮〕

〔六四九〕慶安2・5・30△桂別業に最岳元良・鳳林承章・佐野紹益等を招き、茶

事を催す。是日までに庭の御茶屋五ヶ所出来す〔隔葉〕

慶安2・10△有馬湯治より桂別業に帰着す〔有馬湯〕

〔六五〇〕慶安4・8・15△桂別業にて和歌当座あり〔智忠親王〕9・7△桂別業に赴

く〔鹿苑〕

〔六五四〕承応3・9・19△継嗣無きにより後水尾法皇の皇子幸宮（穩仁親王）

を養子となす〔桂宮〕

承応3・2・9△桂別業に赴き十九日まで逗留〔高松宮本桂〕2・28△桂別業に赴き四月六日まで逗留〔同上〕4・21△桂別業に赴き二十九日まで逗留〔同上〕5・14△桂別業に赴き十六日まで逗留〔同上〕12・4△桂別業に赴き七日まで逗留〔同上〕12・23△桂別業に赴き一泊す〔同上〕

〔六五五〕承応4・正・26△桂別業に赴き二十九日まで逗留〔御別業記〕2・5△桂別業に赴き晦日まで逗留〔同上〕3・5△桂別業に赴き九日まで逗留〔同上〕4・18△桂別業に赴き晦日まで逗留〔同上〕8・3△桂別業に赴き十日まで逗留〔同上〕9・21△桂別業に赴き二十九日まで逗留〔同上〕

〔六五八〕明暦4・3・12△後水尾法皇桂別業に御幸せらる〔隔葉〕

〔六六〇〕万治4・正・15△洛中大火、八条殿類焼す〔隔葉〕

〔六六一〕寛文元△是頃「新御殿」・「楽器の間」増築さる〔新御殿棟下貼〕

〔六六二〕寛文2・7・7△薨去、四十四歳。追号天香院〔桂宮〕

三代穩仁親王

〔六四三〕寛永20・4・29△後水尾天皇の第十皇子として誕生〔桂宮〕

〔六五四〕承応3・9・19△八条宮智忠親王の養子となる〔桂宮〕

〔六六〇〕万治4・正・15△洛中大火、八条殿類焼し、穩仁親王御殿焼亡〔隔葉〕

〔六六二〕寛文2・7・7△八条宮家相統〔桂宮〕

〔六六三〕寛文3・3・6△桂別業に後水尾法皇の御幸を迎え、苑内御案内、桂川

及び庭池の舟遊び等終日歎待す。また御供昭高院宮道見親王・鳳林承章等と俳諧・狂詩等あり〔隔葉記〕11・10△後水尾法皇桂別業に御幸あり

〔隔葉記〕
〔六六五〕
寛文5・10・3△薨去、二十三歳。追号金剛寿院〔桂宮系譜〕

四代長仁親王

〔六五五〕
明暦元・5・14△後西天皇第一皇子として誕生〔桂宮系譜〕

〔六六六〕
寛文6・12・4△八条宮家相統〔桂宮系譜〕

〔六六八〕
寛文8・5・4△所領判物受領す〔家綱公判物系譜〕

〔六七三〕
寛文13・9・18△桂別業に赴き一泊す〔中院通茂中院日記〕

〔六七四〕
延宝2・4・14△大洪水により桂別業冠水す〔統史愚抄統史愚抄〕

〔六七五〕
延宝3・6・25△薨去、二十一歳。追号靈昭院〔桂宮系譜〕

五代尚仁親王

〔六七七〕
〔六七五〕
寛文11・11・9△後西天皇第八皇子として誕生〔桂宮系譜〕

〔六七五〕
延宝3・8・9△八条宮家相統〔桂宮系譜〕

延宝3・11・25△洛中大火、八条殿類焼す〔平田職正平日記〕

〔六八四〕
貞享元・9・21△八条殿再建、移徙〔兼輝公記〕

〔六八五〕
貞享2・6・11△所領判物受領す〔綱吉公判物系譜〕

〔六八九〕
元禄2・7・28△京都代官小堀正憲桂別業を拜見す〔目記〕

元禄2・8・6△薨去、十九歳。追号無量光院〔桂宮系譜

作宮

〔六八九〕
元禄2・6・27△靈元天皇第十皇子として誕生〔桂宮系譜〕

元禄2・10・13△八条宮家相統〔目記〕12・7△称号を常盤井宮と改む

〔院中番衆所日記〕

〔六九二〕
元禄5・4・23△薨去、四歳。追号浄功徳院〔桂宮系譜

〕
(この後、四年間空主)

元禄5・5・27△宮家肝煎梅小路共方、桂御茶屋並御庭園・桂在家野之

分川筋之園・開田之御茶屋山之園等を官家へ返却す〔目記〕

元禄5・6・23△知行所、相統人無きにより幕府代官金丸又左衛門の預

りとなる〔目記〕

六代文仁親王

〔六八〇〕
〔六九六〕
延宝8・8・16△靈元天皇第八皇子として誕生〔桂宮系譜〕

〔六九六〕
元禄9・7・4△宮家相統、幕府元の如く知行所を進め、屋敷地を

大聖寺宮(永秀女王)中筋屋敷等に定む〔日記・季連徳林記〕7・6△東山天

皇より京極宮の称号を賜う〔目記〕

元禄10・閏2・29△初めて桂別業に赴く、生母准后松木宗子(敬法門院)

同行〔記〕

元禄10・4・19△是より以前京都所司代小笠原長重、堂上諸家の桂別業

借用を禁止す〔桂宮覺書留〕

元禄10・6・21△新造中筋御殿へ移徙〔記〕

元禄10・8・30△桂別業へ赴く、生母准后宗子・姉綾宮・東二条殿等同

行〔記〕

元禄11・3・1△桂別業に赴く、生母准后宗子・姉綾宮・東二条殿等同

行〔文仁親王御記〕

元禄11・9・11△桂別業に赴く、生母准后宗子・姉綾宮・東二条殿同行

〔記〕9・27△桂別業に赴く、生母准后宗子・妹定宮・東二条殿等同行

〔文仁親王御記〕

宝永5・3・8△洛中大火、中筋御殿類焼す〔記〕

宝永5・6・22△洪水により「松琴亭」地形の上まで冠水、亭前の小嶋

・書院前の中嶋等水没す〔記〕

宝永7・4・29△中筋御殿竣功、移徙〔記〕

宝永8・3・6△薨去、三十二歳。追号智慧観院〔桂宮系譜〕

七代家仁親王

元禄16・4・1△六代文仁親王第一王子として誕生〔桂宮系譜〕

宝永8・3・6△官家相統〔記〕

正徳3・3・11△大風雨により桂御殿並御茶屋向破損す〔記〕4・7△是

日桂御殿並御茶屋屋根破損修理出来す〔記〕

正徳5・6・26△領所乙訓郡開田村の長岡天満宮修理竣功す〔記〕

享保2・2・28△小堀克敬家来岸本惣八郎御庭拜見し、外腰掛・砂雪隠

を絵図に写す〔記〕

享保5・4・16△領所乙訓郡開田村長岡天満宮に初めて参詣す〔記〕

享保5・9・27△領所御陵村の広野山に遊行し、それより桂別業に赴き

遊覧す〔記〕

享保5・10・10△今出川御殿竣功、移徙〔記〕12・1△前鷹司兼熙女

・基子と婚儀〔記〕

享保6・閏7・16△延宝二年以来の大洪水により「松琴亭」床下浸水

し、中嶋水没、紅葉馬場・外腰掛の廻り・躑躅山下道等冠水す〔記〕

享保8・4・10△靈元法皇の仰せにより修学院御茶屋拜見す、祖母

敬法門院・妃基子同行〔記〕

享保8・12・24△桂別業修理方費用銀二百三十二匁一分五厘と計上さる

〔記〕

享保9・3・15△桂別業に赴く、妃基子・妹常子女王同行、敬法門院も

同所に会す〔記〕9・13△領所御陵村広野山より桂別業へ赴く、妹常子

女王・王女豊子女王同行〔記〕

享保10・9・16△領所御陵村広野地蔵に参詣し、次いで桂別業に赴き名

月詩歌会を催す〔日〕

享保11・4・4 △桂別業に赴く〔日〕

享保14・9・14 △大雨による大洪水にて御庭一面冠水す〔日〕9・23 △延宝二年以来の大洪水にて「松琴亭」床下浸水、御庭惣面水没す。また

御台所前より留守居下屋廻り腰下程の水高となる〔日〕

享保14・閏9・6 △靈元法皇の仰せにより修学院の御茶屋拝見す、

有栖川宮職仁親王等同行〔日〕

享保16・5・3 △桂別業に赴く〔日〕5・10 △御出入の輩六人、桂別業に

参入し、御池螢火を見、夕饌酒肴を賜う〔日〕

元文2・3・13 △伏見宮貞建親王を誘い大堰川舟遊びの後、桂別業に赴

く〔日〕

元文5・閏7・2 △延宝二年以来の大洪水にて御茶屋・御庭・御台所等

浸水す〔日〕9・24 △桂並広野別業に赴く〔日〕

寛保2・4・2 △王女豊子女王桂別業に赴く〔日〕△是年桂別業に赴き、

「賞花亭」前の石灯籠を「水螢」と名付く〔高松宮本桂別業記〕

寛保2 △是年以降、領所御陵村広野の二代智忠親王由縁の御茶屋を改修

し、「潤身」と銘す〔桂宮寛保記〕

寛保3・3・9 △広野山荘に赴く、是日までに御茶屋「潤身」の西方三

疊敷並押入出来す。襖絵枯木鶯猿猴・西の襖穂長讓葉注連等、狩野外記筆。また庭石を居させ、松樹等を栽す。次いで桂川に寛保元年新造

の船「歩月」の屋形を取組ませて逍遙し、河原に盆石を拾う。それより

桂別業に遊ぶ〔家仁親王御記〕

寛保3・3・29 △広野山荘の軒に障る桜の大枝を切らしめ、禁中に

献ず〔家仁親王御記〕閏4・22 △高野川に螢狩を催し、川辺に盆石を拾う

〔家仁親王御記〕7・19 △邸内に茶屋「吉野屋」を造作、是日出来す〔家仁親王御記〕

延享元・4・10 △桂別業並広野に赴く〔日〕

延享元・4・15 △高野辺八十山上に遊覧眺望のため地所を取得す

〔桂庄並八十山遊覧す〔日〕

延享2・9・10 △桂別業並広野御茶屋に赴く〔日〕

延享3・9・3 △桂別業に赴き「園林堂」参詣、次いで広野地藏参詣の後、山上の御茶屋「邀月」に至る。それよりまた桂別業「笑意軒」に

入る。是日までに「笑意軒」の疊・加賀奉書の襖張付・格子竹等を改

む。また後の藪一、二間を透させ、木・岩組も申付ける〔家仁親王御記〕

延享3・12・23 △祖母敬法門院の鷹峯別業を引取る〔日〕

延享4・4・12 △桂別業・広野山荘「潤身」に赴き、次いで桂川に屋形舟「歩月」を泛べて鮎漁を覧る。それより桂別業「笑意軒」に遊ぶ。

是日までに「笑意軒」中の間の腰張ビロードの虫喰破損を取捨て、横

筋金紙に張替えせしむ。また池の舟並「笑意軒」「月波楼」等の手水蓋

も新調す〔家仁親王御記〕

延享5・5・16 △初めて鷹峯の別業に赴く、「月棲軒」「閑雲」等の

建物あり〔鷹峯記〕6・26 △家計不如意により五年間儉約を命じ、

別業遊覧も止む〔日〕

(一七五二) 宝曆2△是年以降、桂別業の失われた後水尾院由縁の御幸門を中門風に

再建す〔桂宮寛〕

宝曆2△是年頃、鷹峯別業に茶屋一軒を建て、その後建添えて「月

楼」と名付く〔桂宮寛〕

(一七五四) 宝曆4・3・16△桂別業に赴く、王子富貴宮(尊峰親王)同行〔日記行〕

宝曆4・12・21△今出川別殿竣工し、是日中筋御殿より移徙、退隠

す〔日記〕

(一七五五) 宝曆5・3・26△桂別業に赴く、公仁親王妃室子女王を誘い、苑内案内

して舟遊び等あり〔日記行〕

宝曆6・9・21△山端辺に遊び、和歌を詠ず〔日記・山〕

宝曆6・10・13△広野山並桂別業に赴く〔日記〕

(一七五七) 宝曆7・9・28△桂別業並広野山に赴く〔日記〕

(一七五九) 宝曆9・6・26△広野山より桂別業に赴き、武家伝奏広橋兼胤の取り計

らいにより初めて宿泊し、『桂別業宿日記』を著す〔日記・桂別業宿日記〕

宝曆9・12△是月までに、公仁親王妃徳川寿子(紀州藩主徳川宗直

女)の御殿造営のため、今出川邸内の御茶屋「偕楽」「待人」「閑

雲」(作遊)の三軒を鷹峯に移築し、また「雲台」を広野山に移

築す〔桂宮寛〕

(一七六〇) 宝曆10・10・21△広野山より桂別業に赴き宿泊す〔日記〕

(一七六一) 宝曆11・5・8△今出川別殿より中筋御殿(翌年より下御殿と称す)

に移徙〔日記〕

(一七六三) 宝曆13・9・24△広野御茶屋より桂別業に赴き二泊す〔日記〕

宝曆13△是頃鷹峯別業に御茶屋「春秋」を建てる〔桂宮寛〕

(一七六四) 宝曆14・4・18△鷹峯別業に赴く〔日記〕10・19△鷹峯別業に赴く〔日記〕

(一七六四) 明和元・11△是年の桂別業修覆方入用勘定帳作成さる。御玄関表入口・

同高塀・同所脇湯殿の所間半口明け、開戸繕い、留守居宅二階縁の根太

直し、同所裏湯殿の所間半口明け、開戸繕い、留守居宅二階縁の根太

柱根継等及び「笑意軒」御厠の上繕い・「新御殿」御湯殿・「松琴亭」

御水屋・「月波楼」廊下・「中書院」等の屋根修繕等、以上の修覆費総

計銀三百一匁九分一厘と計上さる〔日記上下〕

(一七六五) 明和2・2・15△鷹峯別業に赴く〔日記〕4・22△鷹峯別業に赴く〔日記〕

明和2△是年の桂別業修覆方入用勘定帳作成さる。御待合・黒門東の高

塀・萱門・「松琴亭」「笑意軒」・中二階廻り廊下等の屋根葺替えと漏

留め及び「賞花亭」の掛戸繕い、「中書院」「新御殿」等の雨戸繕い、

御庭口竹門の袂敷居仕替え、所々瓦取替え、その他紅葉山の橋桁繕

い・「月波楼」屋根下地取替え等、以上の修覆費総計銀一貫二十一匁

一分四厘五毛と計上さる〔日記上下〕

(一七六六) 明和3△是年の桂別業修覆方入用勘定帳作成さる。「笑意軒」御幸道の

門・「賞花亭」「松琴亭」「中書院」の御厠・同所御湯殿・御文庫等の

屋根繕い及び「月波楼」雨戸繕い・「賞花亭」前橋柱取替え・御舟小

屋・末之間・御台所等所々瓦取替え等、以上の修覆費総計銀一貫百十

三匁七分三厘五毛と計上さる〔日記上下〕

明和4・4・13 △桂別業に赴き、御文庫を開いて伝来の御調度を改む。

二十八日まで桂別業に逗留〔記〕

明和4・12・6 △薨去、六十五歳。追号後桂光院〔禁裏執次所日〕
〔桂系譜〕

八代公仁親王

享保18・1・5 △七代家仁親王第一王子として誕生〔桂系譜〕

寛保2・4・16 △桂御霊社並広野地藏に参詣し、それより初めて桂別業

に赴く〔記〕

寛保3・8・15 △桂別業に赴く〔記〕

延享元・3・9 △桂別業に赴く〔記〕

延享2・3・19 △桂別業に赴く〔記〕

延享3・4・26 △桂別業に赴く〔記〕 8・12 △桂別業に赴く〔記〕

延享5・4・2 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆3・3・24 △桂別業に赴く、弟富貴宮（尊峰親王）を誘いて庭池で

舟遊び、桂川で屋形舟「歩月」に乗り鮎漁を見る〔日記・桂別業〕 3・28

△烏丸光胤等御庭・御茶屋等を拝見す〔桂系譜〕 9・26 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆4・9・16 △広野山並桂別業に赴く〔記〕

宝曆4・12・10 △閑院宮直仁親王王女室子女王と婚儀、これを期し

宮家を相続す〔記〕

宝曆5・5・2 △桂別業に赴き遊覧す〔記〕 10・12 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆6・3・13 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆6・6・20 △妃室子女王、王女在子女女を出産後薨す〔記〕

宝曆7・3・11 △桂別業に赴く、弟良宮（尊映親王）を誘う〔記〕 3・25

△領所開田村長岡天満宮に参詣し、次いで桂別業に赴く〔記〕

宝曆8・10・13 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆9・5・12 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆9・12・15 △紀州藩主徳川宗直女寿子と婚儀〔記〕

宝曆10・2・28 △開田村長岡天満宮に参詣し、次いで桂別業に赴く〔記〕

9・18 △桂別業に閑院宮典仁親王・同妃成子内親王を招いて饗応す

〔記〕

宝曆10・5・12 △鷹峯別業に赴く〔記〕

宝曆11・3・22 △広野山並桂別業に赴く〔記〕 10・4 △広野山並桂別業に

赴く〔記〕

宝曆11・5・18 △今出川の新造御殿に移徙〔記〕

宝曆13・正△是月御殿の旧殿を相国寺慈照院に寄附し、梅岑軒客殿

増築の材となす〔記〕

宝曆13・9・22 △桂別業に赴く〔記〕

宝曆14・5・8 △桂別業に赴く〔記〕

明和4・3・22 △王女在子女王、桂別業に赴き二十五日まで滞在し、嵯

峨・嵐山・広野山等を遊覧す〔記〕 4・15 △妃寿子、王女在子女王と共

に桂別業に赴き遊覧す〔延喜愚暦・桂の別業に遊ぶの記〕 5・13 △桂別業に赴き初めて二泊

し、庭池に舟を泛べて詩歌管絃を楽しみ、また「中書院」に茶事を催す〔延暦〕

明和4・4・3△妃寿子、王女在子女王を誘い鷹峯別業に赴く〔記〕

明和5・12△家仁親王画像を「園林堂」に納む〔記〕

明和6・5・18△桂別業に赴き宿泊す。「松琴亭」に管絃を催し、庭池に舟を泛べて楽を奏す。翌日妃寿子も到り共に遊覧し、桂川に火花を

覧る〔延暦〕

明和7・3・24△桂別業に赴き二泊す。庭池に舟を泛べ楽を奏す。翌日

弟尊映親王来会す〔延暦〕

明和7・6・21△薨去、三十八歳。追号清浄観院〔記〕

公仁親王妃寿子

明和7・6・22△公仁親王の薨去により宮家家主となり、薙髪して

靈光院と号す〔日記・兼胤記〕

明和7・閏6・3△桂別業の文庫を封印す〔記〕

明和9・9・18△家主として初めて桂別業に赴き、留守居役二名・御茶

屋附仕丁五名等に金品を下賜す〔記〕

天明元・10・18△領所開田村長岡天満宮の修復竣功す〔記〕

天明2・4・27△今出川御殿の庭の築山・遣水等出来し、「赤黄亭」

にてこれを祝う〔記〕

天明4・4・1△御殿庭内「赤黄亭」並「二葉亭」に茶事を催す〔記〕

天明8・正・30△洛中大火により今出川御殿・中筋下御殿類焼す。これ

により桂別業に寓居す〔記〕

寛政元・10・28△桂別業に於て薨去、四十七歳。追号靈光院桂殿清薫〔記〕

(この後、二十一年間空主)

寛政2・11△是月中筋御殿竣功す〔記〕

文化2△是年夏「四ツ腰掛」再建さる〔国会図書館本〕

九代盛仁親王

文化7・6・27△光格天皇第七皇子として誕生〔桂宮系譜〕9・18△京極

宮家相続、桂宮の称号を賜わる〔記〕11・1△幕府旧の如く家領を

進す〔記〕

文化8・5・16△薨去、二歳。追号成正覚院〔記〕

(この後、二十四年間空主)

文政4・11・10△京都所司代松平乗寛以下禁裏・仙洞附武家等桂別業参

観す。翌日また公家衆の参観あり〔桂御殿拜見記〕△是年『桂御殿拜見記』成

る〔同書〕△是頃『桂御別業記』成る〔高松宮本同書〕

文政12・7・18△大風雨により御役宅敷居上八寸計り床上浸水。「松琴

亭」敷居まで大人の臍の高さに床上浸水し、小襖二枚は半ばまで、そ

の他建具・畳類等悉く水入る。また御役宅表通り竹垣・杉垣倒れ、高

塀流失す。北御役宅物入小家も流失す。御池の水嵩は中嶋水見灯籠五重目までに至る〔記〕

十代節仁親王

〔八三三〕天保4・11・1△仁孝天皇第六皇子として誕生〔桂宮系譜〕

〔八三五〕天保6・7・22△桂宮家相続〔桂宮系譜〕8・10△幕府旧の如く家領を

進す〔記〕

〔八三六〕天保7・3・4△薨去、四歳。追号如意宝院〔記〕

〔一〕の後、二十六年間空王

〔八三七〕天保8・4△書陵部蔵『桂御別荘建物絵図』描かる〔図〕

十一代淑子内親王

〔八三九〕文政12・正・19△仁孝天皇第三皇女として誕生〔御系譜〕

〔八五三〕嘉永6・9△『桂御別殿并御庭帳』成る〔書同〕

〔八五四〕嘉永7・4・15△内裏炎上により今出川御殿仮皇居となる〔橋本実〕

〔八六二〕文久2・12・23△桂宮家相続〔記〕

〔八七〇〕明治3・正・28△領内村々に七百両を預け、その利金を以て永代の桂別

業修覆料となす〔記〕5・2△桂別業に赴く〔記〕

明治3・12・17△禄制改定により家禄現米千十五石の判物を受領す

〔記〕

〔八七一〕明治4・正・20△桂別業の地東西百三十八間半・南北百二十間半、一万

千八百十六坪余を改めて下賜さる〔記〕5・23△桂別業非常の災害の際

の防禦を依頼し、旧領下桂・徳大寺両村に毎年玄米三石を遣す〔記〕

〔八七二〕明治5・3・4△中筋屋敷地二千四百九十一坪余上納〔記〕

明治5・6・18△鉄道掛官員中山正功並雇英国人ブレンデルに桂別業拜

観を許す〔記〕8・9△桂別業勤番廃止〔記〕

〔八七六〕明治9・12・23△皇后桂別業に行啓す〔記〕

〔八七七〕明治10・2・18△天皇桂別業に行幸す〔記〕7・21△天皇、桂別業に於て

伊国公使コント・バルボラニーニに酒饌を賜う〔記〕

〔八七八〕明治11・3・15△京都博覧会社の請により、博覧会開催中、庶人の桂別

業御庭拝観を許可す〔記〕

〔八七九〕明治12・2・27△英国議員リード並海軍卿川村純義に桂別業拝観を許可

す〔記〕

〔八八〇〕明治13・2・22△伊国皇族ジュック・ド・ゼーン桂別業を拝観す〔記〕

〔八八一〕明治14・10・3△薨去、五十三歳〔記〕

〔八八三〕明治16・9・22△桂別業を離宮と定め、桂離宮と称し、皇宮地に編入す

〔記〕